

平成 27 年度 長門市国民健康保険保健事業実施計画

1 目的

長門市国民健康保険保健事業実施計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成 16 年 7 月 30 日厚生労働省告示第 307 号）」に基づき、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、地域の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施することを目的とする。

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導等の事業

第 2 期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導を推進するため、被保険者の状況に応じた受診環境や保健指導體制の充実を図る。また、若年層から継続した受診を習慣的なものにするため、効果的な勧奨及び受診環境の整備を図る。

(2) 訪問指導事業

糖尿病の重症化対策が必要な被保険者を中心に訪問指導を実施し、生活習慣病の予防や重症化の防止を図る。頻回・重複受診者に対しても指導を実施し、医療費の適正化を図る。また、国保データベースシステム（KDB システム）を活用した健診・医療情報分析による健康課題の把握、より効果的・効率的な保健指導を実施する。

(3) 普及啓発事業

被保険者の健康増進、医療費適正化を目的とした、医療・保健に関する普及啓発事業を実施する。

(4) 健康教室等の事業

地域の実情に応じ、関係部署及び関係機関・団体と連携した健康教育事業を実施する。

(5) 推進体制の整備

市町村国保は制度の性質上、加入時にすでに受療中という被保険者も多い。関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、市民の健康向上につながる保健事業に取り組む。

3 事業計画

基本方針に基づき、以下の事業を実施する。

事業名	内容
特定健康診査・特定保健指導事業	1. 特定健康診査 【目的】生活習慣病の予防に着目した効果的・効率的な健康診査を実施し、被保険者の健康管理を図る。 【対象者】40 歳以上 75 歳未満の被保険者 【実施方法】各地区保健センター等で委託業者が行う集団健診、市内医療機関における個別健診

	<p>【実施期間】</p> <p>① 個別健診：6月1日～11月30日</p> <p>② 集団健診：5月18日～12月6日</p> <p>【自己負担額】1,000円</p> <p>2. 特定保健指導</p> <p>【目的】特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、予防効果が多く期待できる人に対し、セルフケアができるよう生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。</p> <p>【対象者】特定健康診査の結果から、動機付け支援又は積極的支援が必要とされた人</p> <p>【実施方法】直営(市職員が実施)、委託(委託医療機関)</p> <p>【実施期間】通年</p> <p>【自己負担額】無料</p>
<p>特定健康診査 未受診者対策事業</p>	<p>【取組内容】</p> <p>① 若年層の受診環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳から59歳までの若年層にアンケートを実施し、健康意識・未受診理由を調査・分析するとともに、受診環境の改善に努める。 ・集団健診の休日健診日数の増加及び受診期間の延長等、受診環境の充実を図る。 <p>② 勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未受診者を対象に勧奨通知を送付。 ・若年層・初回特定健診対象者への電話勧奨。 <p>③ 周知・啓発</p> <p>窓口でのティッシュ配布、ポスター、市ケーブルテレビなど効果的な啓発を行う。</p> <p>④ 関係機関と連携した啓発事業</p> <p>がん検診、協会けんぽ特定健診等を実施する関係部署とも連携し、市全体の健康意識の醸成を目的とした事業に取り組む。</p>
<p>人間ドック・歯科健康 診断助成事業</p>	<p>被保険者の健康管理、疾病の早期発見、受診者の費用負担の軽減を目的に「長門市国民健康保険人間ドック等実施要綱」に基づく助成を実施する。</p> <p>①人間ドック</p> <p>【対象者】30歳以上40歳未満の被保険者、4月2日以降に長門市国保に加入した40歳以上の被保険者</p> <p>【定員】30人(先着順)</p> <p>【実施期間】6月～12月</p> <p>【助成額】検査費用の85%。30歳、35歳は全額助成。</p> <p>【受診方法】保険課へ申し込みをし、利用券の交付を受けた後に市内契約</p>

	<p>医療機関で受診する。</p> <p>②歯科健康診断</p> <p>【対象者】30歳以上の被保険者</p> <p>【定員】20人(先着順)</p> <p>【実施期間】6月～12月</p> <p>【助成額】検査費用の85%。30歳以上5歳ごとの節目年齢(30歳、35歳・・・70歳)は無料</p> <p>【受診方法】保険課へ申し込みをし、利用券の交付を受けた後に市内契約医療機関で受診する。</p>
訪問指導事業	<p>①個別健康相談</p> <p>医療機関を受診する必要があるにもかかわらず、受診していない市民に対して訪問指導等を行い、糖尿病等の重症化予防に努める。</p> <p>②適正受診の勧奨</p> <p>重複・頻回受診をしている被保険者に対し、訪問により受診状況を確認し、適正な医療機関受診を勧める。</p>
普及啓発事業	<p>①医療費通知の送付</p> <p>2カ月に1回、受診実態を確認してもらうことで適正な受診を促す。</p> <p>②ジェネリック医薬品啓発事業</p> <p>安価で同効が見込まれるジェネリック医薬品を普及させることで、医療費の抑制を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証又は当初納付通知書にパンフレットを同封する。 ・ジェネリック医薬品に変更することにより医療費減少が見込まれる被保険者に対して差額通知書を送付する。 <p>③柔道整復療養費適正化事業</p> <p>柔道整復受診の適正化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2カ月に1回送付する医療費通知で柔道整復療養費も併せて記載し、受診状況を確認してもらう。 ・適正な受診をするようパンフレット等で被保険者へ呼びかける。 <p>④エイズ広報・啓発事業</p> <p>エイズ知識の啓発を図るため、全世帯にパンフレットを配布する。</p> <p>⑤国保制度周知・啓発事業</p> <p>医療制度の改正など市民に周知する必要がある事項が発生した場合、パンフレット等を作成し、速やかに周知を行う。また、新成人など若年層を対象に、医療制度の周知を目的としたリーフレットを配布する。</p>
健康教室等の事業	<p>水中ウォーキング教室など、介護予防、健康増進につながる健康事業を関係部署と連携して行う。</p>

* 年齢はすべて年度内到達年齢とする

4 推進体制

